

# 鴻巣市立屈巢小学校 いじめ防止基本方針

平成26年1月25日策定

平成30年8月25日改定

令和3年8月18日改定

## はじめに

いじめ問題の解決は、「いじめを許さない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。そこで、学校・家庭・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むため、本校の学校いじめ防止基本方針を策定する。

## 1 いじめの定義といじめに対する基本認識

### (1) いじめとは

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

### (2) いじめの基本認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側に原因があるという見方は間違いである。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に接触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方にも大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの防止に向けて、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、以下の基本姿勢で臨む。

- ①いじめの未然防止を重視する。

- ②いじめの早期発見に努め、いじめの兆候を見逃さない、見過ごさない取組を全ての職員で共有し実践する。
- ③いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく家庭、各関係機関や専門家と協力して、解決にあたる。
- ④いじめ防止の対応に当たって、職員はこの基本方針に立ち返るとともに、この基本方針についてはPDCA サイクルに基づき見直し改善を図る。

### 3 いじめ防止のための校内組織

#### (1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、該当担任、生徒指導主任、養護教諭からなる、いじめ防止対策委員会を設置する。また、必要に応じて、関係機関、専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）等を加える。

#### (2) いじめ防止対策委員会定例会議

月一回、定例会議を開催し、校長の指導の下、いじめの未然防止、早期発見、対応に向けて、現状や指導についての情報交換、共通行動について話し合う。

#### (3) 臨時委員会

いじめ事案発生時は、臨時に委員会を開催する。

### 4 いじめの未然防止のための取組

個々の児童の状況や学級・学年・学校の状態を把握していくなかで、友だち関係をうまく築くことができなかつたり、友だちに対して乱暴な言動をとったりする児童に対して、個々に指導や相談を積極的に行う。また、保護者にも学校での様子を話したり、家庭での様子を聞いたりして、児童への指導や支援に生かす。特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

#### (1) 児童の「居場所づくり」のための取組

- ア 児童がわかる喜びを感じる授業づくり。
- イ 全ての児童が参加・活躍する授業の工夫。
- ウ 規律の徹底。
- エ 一人一人に応じた適切・組織的な支援。

#### (2) 児童の「絆づくり」のための取組。

- ア 自己有用感を醸成する体験活動の実施。
- イ 道徳教育の工夫改善と実践力の向上。
- ウ 人権教育の基盤である生命尊重や人権感覚をはぐくむとともに人権意識の高揚を図る。

## 5 早期発見に関する取組

早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、児童生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集する。

### (1) 児童の些細な変化に気付くこと

- ア 日常の健康観察を重視する。
- イ 日記等の記述に気を配る。
- ウ 2か月に一回実施する「思いやりアンケート」の活用。
- エ 養護教諭、教務部からの情報。
- オ 交通指導員、立哨指導の保護者からの情報を得る。
- カ 保護者からの情報を得やすい状況を作る。

### (2) 気付いた情報を確実に共有すること

- ア 月一回の生徒指導委員会での情報共有。
- イ 管理職への報告・連絡・相談の徹底。
- ウ 「思いやりアンケート」の結果に基づき生徒指導主任から担任への情報のフィードバック。

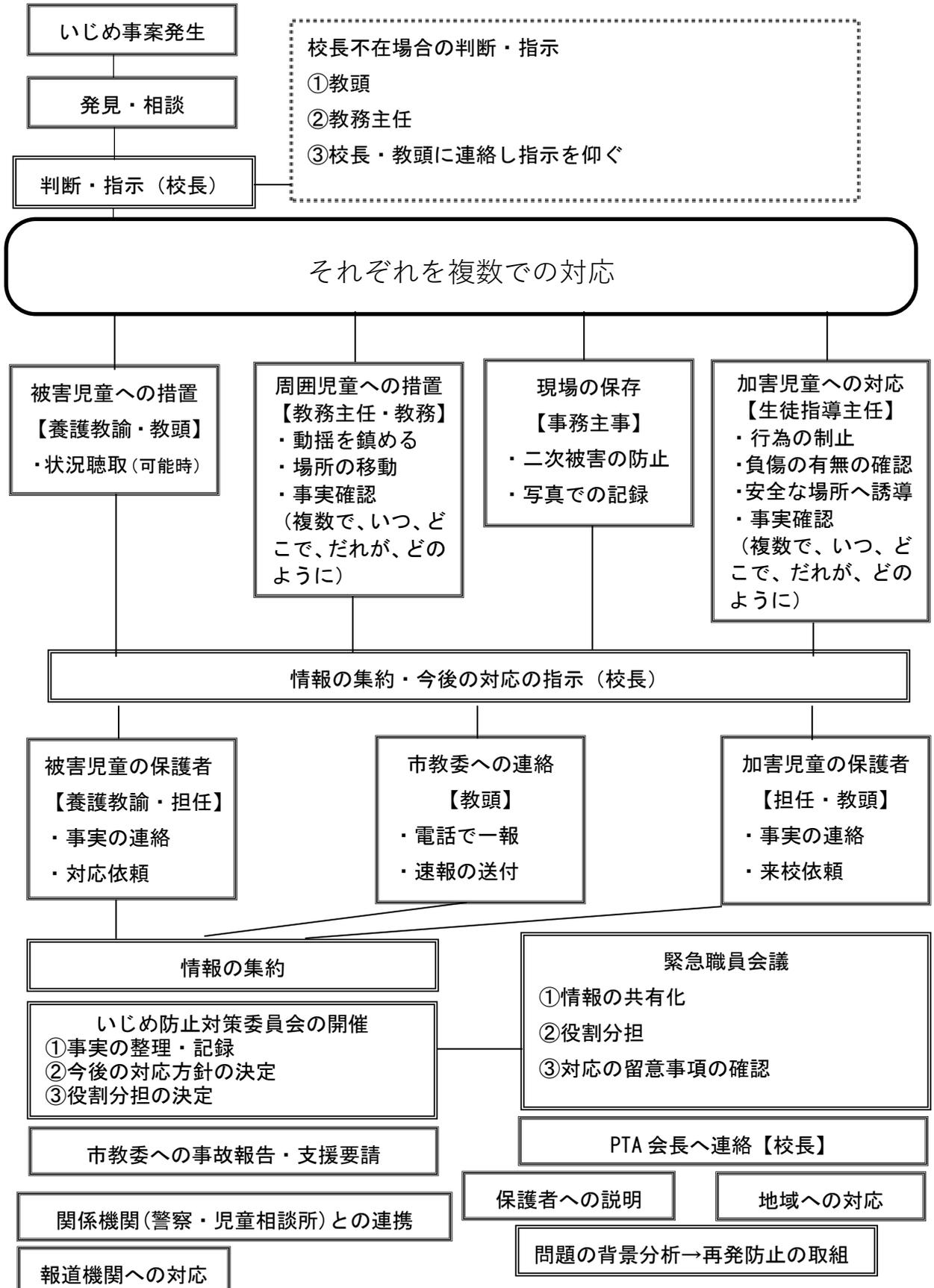
### (3) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合はいじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

いじめの分類	接触する可能性のある刑罰法規
ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	…脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、手段による無視。	…刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	…暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。	…暴行、傷害
オ 金品をたかられる。	…恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	…窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	…強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌な事をされる。	…名誉毀損、侮辱

## 6 早期対応に関する取組（本校「危機管理マニュアル」より）

いじめの兆候を発見したり、相談を受けたりした時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応する。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて担任一人で抱え込まず、又は、対応不要であると個人で判断せずに、学年主任、生徒指導主任、管理職に報告・相談し、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。



## 迅速・誠実・組織的な対応(報告・連絡・相談)の徹底

- 被害児童……………見舞い。継続した心のケアを
- 被害児童の保護者…誠意ある態度で対応(事実を正確に話す)
- 加害児童……………暴力行為には毅然とした態度で、背後にある不満等には共感的に
- 加害児童の保護者…今後の対応は保護者の立場に立って
- 全校児童……………関係児童の人権・プライバシーに配慮した指導、説明内容の共通理解

## 7 いじめ発見時の具体的な対応

いじめを発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる児童に適切に指導を行う。併せて、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導主任に連絡し、管理職に報告する。

### (1) 実態把握と情報共有の留意点

- ・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている児童といじめている児童をそれぞれ別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、休み時間、清掃時間等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- ・いじめの実態把握においては、いじめを行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取ると共に、状況によっては、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導主任)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な実態を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

### (2) 児童・保護者の対応の留意点

#### ①いじめられた児童に対して

[児童に対して]

- ・実態把握とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・教職員が「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけ、自尊感情を高めるよう配慮する。

[保護者に対して]

- ・発見したその日のうちに、保護者と連絡をとり、事実関係を直接伝える（家庭訪問を含む）。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

## ②いじめた児童に対して

[児童に対して]

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、児童の背景にも目を向ける。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

[保護者に対して]

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識してもらい、家庭等の協力をえる。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

## ③周囲の児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者から、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

## ④児童への継続的な指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取りもどさせる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てて、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

## 7 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者と連携をする。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図ると共に、人権侵害や犯罪など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

### (1) 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携・協力し、双方で指導を行う。

[保護者等に伝えたいこと]

(未然防止の観点から)

- ・児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせることについて検討する。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新しいトラブルが起こっているという認識をもつ。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識する。

(早期発見の観点から)

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談する。

[情報モラルに関する指導]

- ・インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

(インターネットの特殊性を踏まえて)

- ・発信した情報は、多くの人に広まること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許されるものではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

(2) 早期発見・早期対応のためには

[関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応]

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携をする。

(書き込みや画像の削除に向けて)

- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

## 8 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 9 重大事態が発生した場合の対応

### (1) 重大事態とは

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合。
- イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合。
- ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったとする申し出があった場合。

### (2) 重大事態への対応

- ア 重大事態が発生した旨を設置者である鴻巣市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- ウ **上記組織**を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ 調査結果を設置者である鴻巣市教育委員会に報告する。
- カ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

## 10 いじめ対応基本方針の検証と見直し

### (1) 検証と見直し手順

- ア 学校評価の項目に「いじめの未然防止に関する取組」「いじめの一早期発見に関する取組」についての評価項目を設定する。
- イ 保護者、学校評議員等、教職員による学校評価を実施、結果を分析する。
- ウ 学校評価検討委員会や職員会議で学校評価結果の分析に基づき次年度の取組を検討し見直し案を作成する。
- エ 校長が見直し案を元に来年度のいじめ対応基本方針を決定する。

### (2) 見直した基本方針の公表及び職員の共通理解

- ア 年度当初、学校だよりや学級懇談会等の場で保護者へ周知する。
- イ 学校ホームページに掲載し、広く基本方針を周知する。
- ウ 教職員へは、年度当初の職員会議等を通して、いじめ防止基本方針を周知し共通行動がとれるようにする。